



地区計画の届出をお忘れなく

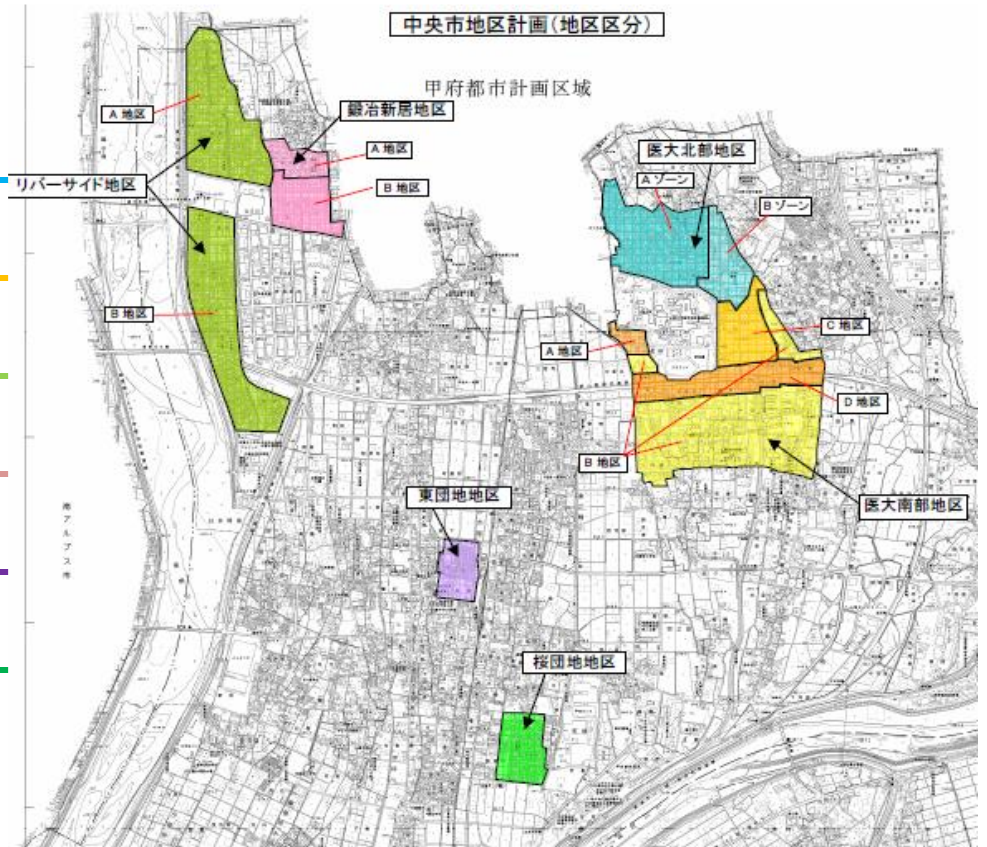
家の新築・増改築やフェンス・
カーポート等の設置だけでなく
色の塗り替えをする場合でも



届出 が必要です

対象となる区域

- ・医大北部地区
- ・医大南部地区
- ・リバーサイド地区
- ・鍛冶新居地区
- ・東団地地区
- ・桜団地地区



○地区計画とは

一般にまちづくりは、都市計画法に基づく用途地域等を定め、計画的にすすめられます。さらに特定の地区に対して、その特性を生かすために地区計画を定め、用途地域等の規制を強化することや緩和することもできます。

中央市においては、住宅地としての地区特性にふさわしい良好な住みよい環境の整備を図るために、医大北部・医大南部・リバーサイド・鍛冶新居・東団地・桜団地の6つの地区計画を定めています。

○中央市の地区計画区域内における行為の制限について

都市計画法の規定に基づき、以下の事項について規制し、届出の義務を定めています。

1. 土地の区画形質の変更
⇒ 土地の分割、切土、盛土など

2. 建築物の建築または工作物の建設

- ①建築物の用途の制限
- ②容積率の最高限度
- ③建ぺい率の最高限度
- ④敷地面積の最低限度
- ⑤壁面の位置の制限
- ⑥高さの最高限度
- ⑦垣または柵の構造の制限
- ⑧意匠、形態の制限
- ⑨広告物等の制限
- ⑩緑化の推進



3. 建築物等の用途の変更
⇒ 用途制限の範囲内に限った用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更
⇒ 建築物の外壁等の色彩や屋外広告物の変更（塗り替え）

○地区計画の詳細と届出様式は、ホームページに掲載

地区計画の規制内容は、地区特性に沿って異なる場合があります。中央市のホームページでご確認いただくか、又は電話・メールでお問い合わせください。

問合せ及び届出先：中央市役所 まちづくり推進課
問合せ電話番号：055(274)8552
メールアドレス：lg-machi@city.chuo.yamanashi.jp